

後見制度支援預金特別約定

後見制度支援預金は、別途定める「普通預金規定」及び「流動性預金共通規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取り扱います。

1. (利用対象者)

家庭裁判所が「指示書」を交付した方とします。

2. (取扱店の限定)

口座取引店のみを窓口として取り扱うものとします。

3. (取引の方法)

すべての取引は「指示書」に基づき取り扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

4. (自動支払い)

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

5. (キャッシュカードの取扱い)

キャッシュカードは発行できません。

6. (ATM利用)

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

7. (口座開設手数料)

この預金の利用を開始する場合は、当金庫所定の口座開設手数料を当金庫に支払うものとします。

8. (解約)

この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。

- (1) 成年被後見人が死亡した場合
- (2) 裁判所による「指示書」に基づく場合
- (3) 成年被後見人の後見取消審判が確定した場合
- (4) 未成年後見の場合で、成年に達した場合
- (5) 法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合

9. (適用条項)

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約及び規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

(2025年1月6日現在)